

新庄市告示第138号

令和6年7月25日からの大雨に係る災害における日常生活に必要な最小限度の部分の修理実施要綱を次のように定める。

令和6年10月16日

新庄市長 山科 朝則

令和6年7月25日からの大雨に係る災害における日常生活に必要な最小限度の部分の修理実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年7月25日からの大雨に係る災害により被災し、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）において行われる住宅の応急修理としての日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下「応急修理」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 本事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年7月25日からの大雨に係る災害の罹災証明書において全壊（応急修理を実施することにより居住が可能となる場合に限る。）、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊の証明を受けた者
- (2) 住宅において日常生活に不可欠な部分（屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管及び配線並びにトイレ等の衛生設備をいう。以下同じ。）の被害が認められた者
- (3) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者
- (4) 応急仮設住宅を利用しない者（応急修理の期間が1月を超えると見込まれる者で、住宅が半壊以上の被害を受け、居住する場所の確保が困難な者を除く。）
- (5) 住宅の応急修理をする資力が不足する者（罹災証明書において、全壊及び大規模半壊の証明を受けた者を除く。）

(応急修理の対象範囲)

第3条 住宅の応急修理の対象範囲は、令和6年7月25日からの大雨に係る災害により被災した日常生活に必要不可欠な部分に係る工事であって、別表1に掲げるとおりとする。

2 エアコン、食器洗淨機等の家電製品、靴箱、収納（床下収納含む）、仏間及び床の間は、応急修理の対象から除くものとする。

（経費及び限度額）

第4条 市長が支出する住宅の応急修理の経費及び限度額は、別表2に掲げるとおりとする。

（借家の取扱い）

第5条 住宅が借家の場合（所有者が修理を行えず、かつ、居住者の住宅の応急修理をする資力が不足することにより居住者が現に居住する場所がない場合に限る。）は、所有者の同意を得て応急修理を行うものとする。

（修理業者）

第6条 修理業者は、別表3に掲げるとおりとする。

（申請）

第7条 住宅の応急修理を申請する者（以下「申請者」という。）は、令和7年3月14日までに災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の被害状況に関する申出書
- (2) 罹災証明書の写し
- (3) 施工前の被害状況が分かる写真
- (4) 住宅被害の程度が中規模半壊、半壊及び準半壊の場合は、資力に関する申出書（様式第2号）
- (5) 修理見積書（様式第3号）
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) 「住宅の応急修理」申込チェックシート（様式第5号）
- (8) 住宅が借家である場合は、所有者の同意書
- (9) その他市長が求める書類

2 市長は、申請を受けた場合は、その内容を審査し、住宅の応急修理を行うことが適当と認めるときは、応急修理依頼書（様式第6号）により修理業者に住宅の修理を依頼し、修理業者から請書を徴収する。この場合において、市長は、応急修理実施連絡書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告及び請求）

第8条 修理業者は、令和7年3月21日までに、工事完了報告書（様式第8号）に工事施工前、施工中及び施工後の写真を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、修理業者から提出された工事完了報告書等の書類を審査し、適切

に応急修理が行われた場合は、修理費用確定通知書（様式第9号）により、修理業者に通知するものとする。

（費用の支払）

第9条 市長は、応急修理に要した費用を第4条の規定に基づき修理業者に支払う。この場合において、住宅の応急修理に要した費用のうち、同条に規定する限度額を超える部分については、申請者が当該費用を修理業者に支払うものとする。

（費用の返還）

第10条 申請された内容に虚偽が判明した場合において、既に応急修理に要した費用が支払われている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表 1

修理箇所	修理内容	備考
屋根	屋根の補修	瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更する等の屋根瓦材の変更を含む。
柱	傾いた柱の家起こし	筋交の取替え、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。
柱梁等	構造部材の取替え	
床	床の補修	床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。 畳を床板にする等の修理は、代替措置を含む。
壁	壁の補修	土壁を板壁に変更する等の壁材の変更及び壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修を含む。
基礎	基礎の補修	無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。
建具	ガラス、アルミサッシ、玄関扉の補修	

	障子及び襖の張り替え	骨組が破損又は反り返った状態である場合に限る。
給排気設備	給排気設備の取替え	
上下水道配管	水漏れ部分の補修	配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。
電気、ガス及び電話等	電気、ガス及び電話等の配管及び配線の補修	スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓及びジャックを含む。
便器及び浴槽等の衛生設備	便器及び浴槽等の衛生設備の取替え	設備の取替えを行う場合は、同等品との取替えに限る。 設備の取替えと併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。 便器が2基以上ある場合は、そのすべてが使用できない場合に限る。
屋外給湯器	屋外給湯器の取替え	エコキュート、エコジョーズ等の同等品との取替えを含む。

別表 2

経費	限度額	備考
原材料費、労務費、修理事務費等住宅の応急修理に係る経費	(1) 住宅の被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊及び半壊の場合 1世帯当たり717,000円以内の額 (2) 住宅の被害の程度が半壊に準ずる程度（準半壊）の場合 1世帯当たり348,000円以内の額	同一の住宅に2世帯以上が居住している場合は、1世帯当たりの限度額とする。

別表 3

No.	業種	事業所名	住所
1	大工	熊谷建築	新庄市五日町 1190-6
2	大工	泉谷建築	新庄市大町 19-38
3	大工	イトーホーム(株)	新庄市沖の町 3-7
4	大工	小野建築工業	新庄市金沢 112
5	大工	小野建築(株)	新庄市上金沢町 8-31
6	大工	沼澤工務店	新庄市城南町 2-18
7	大工	(株)サンホーム	新庄市末広町 14-28
8	大工	森建築	新庄市末広町 4-14
9	大工	岸建築	新庄市十日町 5136-88
10	大工	庄司建築	新庄市十日町 6368-8
11	大工	竹田建築	新庄市十日町 6385-16
12	大工	阿部工務店	新庄市十日町 6414-17
13	大工	押切工務店	新庄市常葉町 6-15
14	大工	早坂工務店	新庄市常葉町 8番31号
15	大工	栗田建築	新庄市宮内町 3-12
16	大工	海老名工務店	新庄市宮内町 5-31
17	左官	津藤左官	新庄市十日町 6366-21
18	板金	阿部板金	新庄市末広町 14-40
19	板金	朝陽屋	新庄市末広町 1-27
20	板金	戸館板金	新庄市十日町 1249-1
21	サッシ工	スズキ・新庄(株)	新庄市十日町 1849-1
22	設計	小沼建築設計事務所	新庄市十日町 6368-10
23	電気工	黒坂ポンプ店	新庄市五日町 1259-11
24	電気工	E・M・S(有)	新庄市萩野字赤坂 257
25	塗装	星川建装	新庄市金沢 3043-10
26	塗装	千葉塗装店	新庄市五日町 1240-3
27	内装工	井上内装	新庄市十日町 3075

